

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一三一六五

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三一八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項を次のように改める。

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請

求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子を養育することを申し出た職員に対する意向確認等の期間）

第十八条の二 条例第十六条の二第二項の委員会規則で定める期間は、同項に規定する職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。